

2月9日

議会運営検討協議会

午後1時30分開会

○ 一般傍聴の許可

【協議結果】

傍聴者を許可した。

(傍聴者入室)

1 検討課題の協議

(1) 地方自治法第180条に基づく市長の専決処分の見直し

【協議結果】

市長の専決処分の指定事項第1項に係る市営住宅明渡し等に係る訴訟について、今後具体的な協議を進めるため、次回の協議会において、まちづくり局住宅管理課から現状について説明を受けることを決定した。

第2項の交通事故等による損害賠償の額については、自動車事故以外の事故についても自賠責保険金最高限度額を基準として専決事項が指定されていることは議論の残るところであるが、議案として提出することによるプライバシーへの配慮や被害者に対する早期の補償の観点からも、慎重に審議する必要があるとのことから、規定を削除することなく現行どおりとすることを確認した。

第3項の求償権の放棄については、他の自治体では規定されていない項目ではあり、近年の報告事例はないが、規定された経緯や今後の活用の可能性を完全に否定しきれない状況にあることから、規定を削除することなく現行どおりとすることを確認した

【主な意見】

○浜田委員 A3資料によれば、他の自治体の多くは、まちづくり委員会で協議された5番の「市営住宅明渡し等に係る訴訟」を専決処分としており、川崎市も同様に規定してもよいと思う。また、3番の「損害賠償額の決定（自動車損害賠償除く）」について、他の自治体は専決の上限金額がほぼ記載されているが、川崎市は金額が記載されていない。事前調査では交通事故等により自動車損害賠償保障法に定める保険金最高限度額は4,120万円となっている。この金額は高すぎるのではないかと、見直したほうがよいのではと思

う。例として教育委員会での事故において、780万円の専決処分があった。この事例も最高限度額以下なので専決処分されたが、これら事例も議案として提出されるべきである。次に、12番の「職務上交通事故等発生させた職員に対する求償権の放棄」について、本市と大阪市に規定があるが、本市では特に事例がないので、この規定は削除してよいと思う。

○織田委員 1番の「和解及び調停」について、川崎市は昭和39年に100万円以下と規定され、現在50年近く経過している。この金額が妥当なのか否か、その内容について精査する必要がある。交通事故に係る自動車賠償額の決定とそれ以外の賠償額の決定の問題については、瑕疵の状況や債務債権の関係により早く損害賠償額を被害者に支払うという視点も含めた議論も大切である。5番目の「市営住宅明渡し等に係る訴訟」については、先の我が会派の代表質問での、専決処理とした場合、現在のスキームでは年間80件程度の処理が100～120件にふえ、また処理期間が現在の8年から約5年間になるという答弁からも、滞納者数の削減という視点からメリットがあると思う。

○石田（康）座長 5番の「市営住宅明渡し等に係る訴訟」についてであるが、この項目はまちづくり委員会でも議論された経過もあるので、この点から議論を進めていきたいと思う。各委員の意見を伺いたい。

○尾作委員 こういう問題はタイミングが重要であり即効性を持たせなければ意味がないので、専決処分とすべきと考える。和解や調停については、昭和39年に100万円と規定されてから40年以上経過し、他都市でも500万円という金額を規定している政令市が多いことから、上限額の見直しも行うべきと考える。

○井口委員 和解手続きや裁判手続きが早く終了することがメリットなのか、処理期間が8年から5年になるという理由がよく理解できない。

○尾作委員 裁判が早く終わるということはなく、延滞金や利息等が発生することを考慮すると、その事例が発生した時に訴訟を早く行い、できる限り早く対処することで債務者のためにもなる。また、市営住宅の有効活用にもなると考える。

○織田委員 先の定例会で我が会派が現状はどれくらいの期間でどの程度処理されているのか、仮に専決とした場合の処理期間と処理件数の変化についてまちづくり局に質問したところ、答弁では、現状では年間80件、期間は8年程度要するが、専決処分とした場合は、年間100～120件と件数がふえるとともに処理期間も5年間と短縮されるとのことである。

○井口委員 3年短縮される理由がわからない。一般論で市営住宅の申込み状況や滞納対策の観点については理解できるが、その議論と和解や訴訟の手続きとの関係についてどのように関係するのか具体性が感じられない。議会改革としての大きなメリットなのかよく理解できない。

○織田委員 処理期間が長くなれば回収不能額もふえる。少しでも処理期間を短くすることは税金の無駄遣いという視点でも十分に議会として対応すべきことと考える。

○月本委員 市営住宅を待っている人たちのこともあり、これまでの議論の中で具体的な数字も示されている。専決事項の見直しと平行して会期の見直しもあるが、仮に会期の見直しにより会期が延長された場合でも市営住宅の明渡しに訴訟に関しては簡素にスピード感を持って行っていくべきである。

○井口委員 腑に落ちていないが、専決にすれば最大4カ月タイムラグなく短縮できるとのことだが、3年短縮されることが理解できないので説明してほしい。他都市での規定に関する議論がどのようなものであったか、また、専決処分は議決権を市長に渡してしまうもので、議会がそもそも議決をしなさいという議決権を市長に渡してしまうことに対して慎重であるべきだと思う。あえて専決処分とする理由、説得力がないといけな。議案としないことのよい面も理解するが、議会として市長に議決権を渡してしまうことの理由を説明できなければならない。市民に納得してもらえるものか、収納対策のため訴訟の議決権を手放す程の問題なのかかわからない。そもそも市営住宅が足りないことが問題であり、そのことを棚に上げておくことに疑問がある。

○石田（康）座長 川崎市も公営住宅法の基準に基づき要綱や基準を設定して対応しているが、まちづくり局住宅管理課の担当者からこれまでの取り組みや要綱、基準について説明を受けた後に再度もう一度協議してはどうか。

○織田委員 昨年の11月18日にまちづくり委員会で報告されており、詳細な資料が提出されていることから改めて説明を受けた方がよいと思う。ただ、どちらに瑕疵責任があるのか、先ほどの例の教育委員会の事故では担任の教師に瑕疵があり子どもが事故に遭う、そのような時に早く賠償金を支払うことと、不法に市営住宅に居座って家賃を支払わない事例とは性格がまったく違うものであるため、そのことも含めて市営住宅の問題は早急に解決すべきだと思う。

先の定例会での他会派の代表質問でも、家賃滞納者の滞納月額で最大のものは69カ月で372万円、不法占有の場合は113カ月で407万円滞納している。高額所得者の損

害金は最高の方は51カ月で750万円滞納している。これはうっかりすると議会自体に不作為があるのでは、議会は何をしているのか、そのように言われてもしょうがない案件であると思う。議会の権能を首長に返してよいのかという議論もあるが、内容について広い視点で議会の権能を縮減することになるのか、また市民の公共の利益になるか比較して議論を行うべきである。

○浜田委員 議案書の報告の中で専決事項が記載されている。その多くは車の事故であるが、その中に教育委員会の事故などがある。例えば、平成21年第2回定例会に提出された議案書の中には785万1,049円の報告があり、その約10年前の平成12年の12月に事故が発生し、結果として10年が経過し785万円の賠償が生じた。10年間の中では被害者と色々なやり取りがあったと思うが、ただ単に専決事項上限額の4,120万円以内であるから報告のみ行うだけというのはいかがなものか。交通事故を車の保険で賠償することはよいと思うが、このような学校での事故は他の自治体のように300万円や500万円といった上限金額を示し、その金額を超えたものは報告ではなく議案として提出し、委員会で議論した方がよいのではないかと思う。

○井口委員 「市長の専決事項の指定について」の規定内容の推移の資料によれば、第2項は昭和43年に100万円から自動車損害賠償保険法に定める保険金最高限度額に改正されているが、改正した理由は何か。

○宮村議事課長 昭和39年当時は100万円が始まっているが、事故件数もふえてきて自賠償の保険金額も随時見直しされて額が上がってきた情勢等も考え、100万円と固定するのではなく自賠償保険の最高額で対応するという事になったと考えられる。

○尾作委員 あくまでも自賠償の範囲内であり、特に学校での事故やけがについてはすぐに子どもに手当をしなければならないこともある。基本的に議会が金額を決めるのではなく保険会社が決めることであると思うので、現状のままでよいと思う。損害賠償額は保険会社の基準により決定されており、和解できる金額の範囲内としているのであえて議案にする必要はないと思う。

確かにその範囲を超えて、市が独自に補償する場合は議案にしなければならないが、現状では保険金最高限度額の範囲内という縛りがあるのでその必要はない。議案にすることにより、被害者への補償が遅れるようなことがあってはならないと思う。

○浜田委員 他の自治体では上限金額を指定しているが、川崎市の場合は自賠責保険の最高限度額と縛ってはいるものの、最高額が時代とともに上昇し、現状では4, 120万円となっており、この金額があまりにも大きすぎるということを指摘したい。学校事故については、785万円余の金額の賠償になったことについての報告だけで、どのようにしてこのような事故となったのか、代表質問では取り上げることはできるが委員会での審査対象にはならない。このような大きな事故があった場合には、委員会でもう少し質疑ができるようにすべきであり、仮に川崎市も上限額を500万円と規定していけば、先の事例は議案となり、他の交通事故の報告とは別となる。

○井口委員 学校事故の場合は交通事故の自賠責保険ではなく別に保険があり、適用する保険の種類が違うと思うがどうか。

○宮村議事課長 実際に学校事故があった場合に自賠責保険を使用しているわけではないが、議決にするか専決にするかの基準を自賠責の最高限度額にするかということである。

○井口委員 市が新たにお金を支出しなくてはならない時に、どう和解するか議論が必要であると思うが、4, 120万円に合理性があればよいと思う。また、議案にするとその児童の名前が出てしまうことから、学校事故の案件は非常に慎重でなければならない。問題は事故が起こったときの議会への説明責任の問題であり、議論を分ける必要があると思う。何らかの方法で説明することが必要で、賠償額の議案とするかどうかは性質が違うと思う。

○宮村議事課長 現在、教育委員会では重大な事故に関しては委員会で報告している。ただ重大な事故という判断、線引きをどこで決めるのか。例えば金額で決める場合は、示談金額が決定した後、つまり先ほどの事例では10年後となり、そのとき初めて重大な事故とわかることとなる。したがって報告する工夫は必要であると思うが、基本的には重大と思われる事故の報告、職員の処分については委員会で報告している。

○尾作委員 学校事故というのは子ども達のプライバシーに関わってくることであるので、どこまで公表してよいか非常に慎重を期す問題である。また、議案となった場合は可決されるまで、その補償ができないこととなる。例えば重大な事故で多額な支出があった場合、家族が負担しなくてはならない。このような事案については、速やかに解決を図り被害者へ賠償するシステムを担保しなければならない。

○浜田委員 2番の交通事故や3番の自動車損害賠償以外の事故も結局専決にするものは比較的軽いものと認識される。川崎の現状では4, 120万円を超える損害賠償のとき、

初めて議案になる。それがいわゆる軽易じゃないという判断になる。今のままでは、4, 120万円以下であれば軽易と判断していることとなる。他の自治体では高くとも上限額が500万円であり、比較すると約10倍まではないが8倍程度と高い。比較的軽易なものは専決という考え方のもとでは、限度額が高すぎると思う。先ほどの事例も今のままだと比較的軽い案件であったということになる。絶対に譲らないというわけではないが。皆さんの同意が得られないのであればやむを得ない。

また、主に交通事故に関して疑問に思うことは、大きな不注意や過失があったということではないが、保険ですべて対応し支払ったとの説明を受ける。ただ、市の姿勢としては今後二度と事故を起こさない、今後注意していく、反省や事故再発防止に向けて徹底していくことなどを報告すべきである。普通、民間企業であれば保険を使用すると、翌年は保険料が上がり企業にとってはペナルティーとなる。市の場合、保険料が上がると税金の無駄使いになると思われるが、実際は毎年保険を入札で決めているので保険契約料を高くしてしまうと入札しても契約が取れないといったこととなるので、仮に事故があっても同一の保険会社は契約額を高くして入札しない。ここに仕組みとして反省が効かないシステムとなっている。議会は市民の代表として参加していることから、市民の感情としても事故を起こしても反省がないのではと思われるので、その点はぜひ問題提起したいと思う。

○石田（康）座長 その点は、しっかりと報告書に記載し議運に報告したい。

○石田（康）座長 「市長の専決事項の指定について」の第3項については、専門的な内容が含まれるため、事務局から説明させる。

○宮村議事課長 「市長の専決事項の指定について」の第3項についてであるが、職員が交通事故を起こした場合、川崎市が問われる賠償としては、事案によって国家賠償法か民法のいずれかが適用される。職務上の公権力が発生する行為で事故が起きた場合は、国家賠償法の適用になり、それ以外の場合で公務員が事故を起こした場合は民法が適用されるが、制定当時は国家賠償法の適用には狭義の解釈がされていた。軽過失の場合、国家賠償法が適用されると職員に対する求償権は発生しないが、民法が適用されると川崎市が使用者責任として賠償額を一旦相手方に払い、その分は後に職員へ請求する求償権が発生するため、国家賠償法は求償権が発生しない、民法は発生することで不公平であるということがあった。

また、民法が適用される場合では求償権が発生するが、求償するかしないかをどうするのかということで、規定された当時は1万円以上は保険が効き、1万円以下のものだけが求償権が発生するということであった。軽いものについてだけ求償権が発生することはおかしいということもあった。また定例的なものということでもあり、専決処分になったという経過がある。

昭和63年ごろまで報告案件があったが、それ以降は国家賠償法の適用に関する判例がかなり広義の解釈になり、基本的には公務員が事故を起こした場合は国家賠償法が適用されるという見解が多くなったため、現在は国家賠償法が適用されることとなっている。したがって、国家賠償法が適用されることとなると、軽過失については市が支払うこととなり当事者の公務員に対する求償権は発生しないこととなるため、現在この条項を使用するケースはほぼない状況であり、近年の例はない。

○浜田委員 規定している政令市は大阪市と川崎市だけなので、これを今でも残しておく必要があるのかと思う。

○井口委員 なければなくてよいと思うが、法改正があったわけではなく、すべてが国家賠償法の適用になると完全には言い切れないと考えられるので、あいまいのままで削除してよいとはならないと思う。国家賠償法が改正された時に改正すればよいと思う。

(2) 会期の見直し

【協議結果】

予特や常任委員会にも関わる話であり、また国の動向も注視する必要があるとの結論に達し、しかるべき時期に再度議論することと決定した。

【主な意見】

○浜田委員 2点ある。まず一つは現状で川崎市議会は閉会中も常任委員会の開催が多い。したがって、現状で実質的に通年議会になっている。現状に合わせて通年議会、または三重県のような2期制にすることが妥当ではないかと思う。

もう一つは、三重県議会では一般質問が前期、後期と分かれ、50人が1回当たり1時間実施している。一般質問としては川崎市議会と同様であるが、一般質問が一日おきに実施されている。前期の5日間では、一日実施して翌日は行わず、そしてまたその翌日実施

する、このように一日おきに一般質問を実施している。2期制でもあり、時間的にもじっくりと詰めて実施している。後期は7日間で、これも一日おきに実施している。このようなことは会期が長くなれば可能となると思う。

神奈川県議会は3期制であるが、3月31日は会期として議会を開いていない。しかし、三重県議会は3月31日から4月1日の年度をまたがる期間を会期と設定している。3月31日には国による法律改正が実施され、4月1日から施行になるものがあり、会期とすることにより必ず3月31日に三重県議会も本会議を開会しなければならない状況であり、31日の日に本会議を開き、遅くとも21時ごろまでに議決しているとのことである。このようなことから、現状にあわせて会期を長くした方がよいと思う。

○尾作委員 川崎市議会は委員会の開催日数が多いという中で、通年議会のほうがリアルタイムに対応できるというメリットが確かにあるが、現状、国の地方自治法の改正を含めて不透明なところがあるので、無理にこの場で議論をするのではなく、国の方向性がある程度決まった時点で議論してはどうか。

○井口委員 閉会中も委員会を開催しているので一緒だとのことであるが、定例会を定めた上で閉会中に継続審査を行うことは、メリハリを付けた運営であり何か不都合があるのだろうか。専決処分が多くなる問題と、国の法改正等に対応できないことが起こりうると考えられるが、そんなに大きな問題なのか、今の4期制は特に問題がないと思う。聞こえてくる声は、議員が働いていないから会期を延ばせということかと思うが、何か今の川崎市議会で市民の声が届かず、また市民生活に大きな支障が生じないのであれば国の議論で何が問題とされているか明確にした上で議論した方が市民は受け止めやすいかと思う。

○織田委員 制度的な点から言えば、やはり議長に招集権がない。これは議会の権能からも大きな問題であると考えられる。したがって、議会がしっかりイニシアチブを持って委員会や本会議が開けるようすることが大事なことである。それに付随して専決処分の問題も出てくる。

もう1点、個人的に思うことは予算と決算をしっかりと連動させたい。特に川崎の場合は、総合計画と実行計画の連動があるので、議会が個別の案件、個別の事業計画の中身について議論がしづらい状況にあると思う。そういう意味で予算と決算をしっかりとつなげて、通年議会として予算と決算を常設化する。この中で個別の案件を翌年度につなげていくということについても、当局が実行計画を作る過程で議会が関与していく。今回も予算議会がまもなく開会するが、市民の声を聞いて会派内で政策づくりを行うが、当局とやり

取りを行い当局が示すのは成案、つまり予算案としてできたものまでしか情報を流さない。どのような過程でそれができたのか、その間議会の中で指摘したものがどのように反映されているかということ、もう少ししっかりと議会側も把握できれば、議会が全然動いていない、議員が仕事をしていないという声はなくなると思う。2期制、3期制の問題はともかくとして、基本的には会期を長くしていくことがよいのかという気がする。

○月本委員 都市制度そのものをどのように考えていくか、いま大都市制度の問題もあり会派としては区への分権をとの話もあり、我々市議会議員も市民の代表でもあると同時に区民の代表ということからすると、都市制度そのものについての議論をした上で、会期について連動して見直しが必要なのではないかと思う。

また、予特の常設化について進めていきたいと思っており、会期そのものを見直していくと同時に、議会を効率的に、また市民の声をつなげていくためにも、予特の常設化などもう少し具体的なことも議論を進めていくこともいいのではないかと思う。

○沼沢副座長 予・決算の常設化についてであるが、現状では委員会は原則、水曜日・金曜日に同時一斉開催されている。大きな案件があっても自分が所属していない委員会の審議は傍聴もできない。そのようなことを考えると、議会の持ち方、予算委員会などタイトなスケジュール、代表質問を終えて2日空いてすぐに審査が始まり、しかも4日間。この間に何ができるのか。予算の分厚い書類をもらって、すぐに本会議となる。個人的な意見だが、とても今のようスケジュールではタイト過ぎる。そういう意味では、三重県の事例もあるが、委員会が同時開催ではなくずらして開催されれば、他の委員会にも傍聴ができる。したがって、今すぐに常設化していこうという話ではないが、持ち方、あり方についてしっかり制度設計しなければならないと思う。

○石田（康）座長 それぞれ意見をいただいたが、予特や常任委員会にも関わる話である。会期を見直して通年議会とすれば、メリットとして執行機関への監視機能が強化できる、議会運営を活性化させる、専決処分の件数を減らす、このようなことも考えられるが、現状大きな都市では通年議会を取り入れているところはないということである。現状のままでも議会は動いており、閉会中であっても我々が発議し臨時会の招集を請求することもできる。国の第30次地方制度調査会でも議論が行われ、それを踏まえて国会で地方自治法の一部改正も行われることが見込まれているので国の法改正が実現できた段階でもう一度議論をするという形で今日は継続としたいが、いかがか。

○浜田委員 国の方も今国会中で果たして改正ができるのかどうかわからない。ただ方向

としては通年化の方向が示されているので、そのことはよいのではと思う。例えば三重県のように、一般質問を4日間連続にするのではなく一日おきに実施することにより、十分練った質問ができるのではないかと思うことから、会期を長くし、それが2期制などにつながっていくといったことは検討しなければならないと思う。

また、通常3月で議会が閉会し、次は5月末から議会が開会され、その間に地震があった場合はすぐに議会を招集することとなるであろうが、仮に2期制なり通年議会であれば、直ちに議会が開かれ審議ができると思われるので、やはりもう少し会期を長くするという方向性はよいと思う。昨日の新聞で、栃木県議会が通年議会を実施すると掲載されていたことから、この方向性は間違いないと思う。

○織田委員 今日結論が出る話ではないが、せっかく検討協議会があるのでもう少し議論したい。個人的には議会が長に招集されることが納得できず、また有権者も知らないと思う。議会が自主的に会期を決めて議会活動を行うと普通思うが、議員になるまで知らなかったもので、まずはそういうところをしっかりと直していくべきであると思う。議会が主体的に機能的に動ける体制を議会自らが作っていくことは大事なことである。したがって、引き続きこの検討協議会で議論していく、また各会派でも議論できるとよい。

○井口委員 通年がよいかどうかの話は別として、去年は4月に23年度の補正予算のために臨時会も開会したが、やればできるわけである。招集権は議会になく、長が招集しないといけないことはやはりどうかと思うが、やろうと思えばいくらでもできることがあるので、それをどう担保するかを引き続き議論することが大事だと思う。予算との関係で、定例会を長く延ばすと議会費がふえたりするか。

○宮村議事課長 会期を延ばすことにより、その分急激にふえる、比例的にふえることはないと思う。むしろ問題なのは、行政は行政で一年中業務がある中で大事な議会に対して一旦は業務が止まるので、止まったときのバランスを考える必要があると思う。

○浜田委員 そういう意味でも、一日おきに一般質問を行うよう改善すれば、それほど残業はふえないと思う。4日間連続を8日間連続でということではなく、一日おきに実施すれば残業がどうということはないと思う。

2 その他

【次回検討項目】

- 次回から、新たに「予特委員会の常設化等の検討」について議論することを決定した。
-

【次回会議日程】

- 平成24年3月1日（木）午前に開催することに決定した。なお、まちづくり局関係職員が出席できない場合は再度日程調整を行うことを確認した。

午後3時14分閉会